

6月定例会



議場風景（6月定例会）

6月定例会には、市長提出議案13件が提出され、すべてを原案のとおり可決・承認・同意しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

○行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例
（原案可決）

老朽化した空き家等が放置されている問題に対処するため、良好な生活環境の保全と安心・安全なまちづくりの推進を目的とし、新たに条例を制定するものである。

質疑 老朽化した空き家に限定した理由について。
答 空き家に関する諸問題として、防火、防犯、環境に関するもの等は、既存の他の条例で対応が可能であることから、一番の課題である老朽化に対応するためのものである。

質疑 空き家等の「等」は建築物のほか、ブロック塀などの工作物である。
答 空き家等が放置され、第三者に損害を及ぼすおそれがある場合には、最小限度の応急措置を行うことができる。その措置の内容は、特に危険な部分について部材の一部を撤去することなども想定されるが、原則として、指導等の内容に相当したものを見直しを行ったため、条例の一部を改正するものである。

措置に要する費用や日数などを勘案し、最小限度となるよう判断していく。

質疑 応急措置に要した費用を支払わない人への対応は。

答 費用については、当該所有者等に對して継続的に支払いを求めることとなる。また、費用の回収見込みが立たない場合であつても、応急措置を実施しなければならない極めて危険な状態と判断した場合には、市民の安全確保を第一に考え対応を図っていく。

○行田市税条例の一部を改正する条例（原案可決）

主な改正内容としては、①法人税割の標準税率の引き下げ、②個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し、③軽自動車税の改正、④償却資産のうち公害防止用設備、浸水防止用設備、ノンフロン製品について課税標準の特例措置の導入、⑤金融所得の課税方法の見直しを行ったため、条例の一部を改正するものである。

○行田市下水道条例等の一部を改正する条例（原案可決）

診療報酬改定を受け、診療報酬の算定方法を定めた国の告示が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

○行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（原案可決）

診療報酬改定を受け、診療報酬の算定方法を定めた国の告示が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

地方税法などの改正に伴い、主に株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度について、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度と、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度に改組されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

（原案可決）
○行田市火災予防条例の一部を改正する条例（原案可決）

大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画

質疑 空き家等の「等」は建築物のほか、ブロック塀などの工作物である。
答 空き家等が放置され、第三者に損害を及ぼすおそれがある場合には、最小限度の応急措置を行うことができる。その措置の内容は、特に危険な部分について部材の一部を撤去することなども想定されるが、原則として、指導等の内容に相当したものを見直しを行ったため、条例の一部を改正するものである。

○行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

診療報酬改定を受け、診療報酬の算定方法を定めた国の告示が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。